

第2章 自損補償条項

(本組合の支払責任)

第1条 本組合は、被共済者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害（ガス中毒を含みます。）を被り、かつ、それによって、その被共済者について生じた損害について、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、この自損補償条項および一般条項に従い、共済金を支払います。

- (1) 自動車共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）の運行に起因する事故
- (2) 共済契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または共済契約自動車の落下。ただし、被共済者が共済契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中もしくは当該装置を操作中である場合に限りします。

2. 前項の傷害には、次のものを含みません。

- (1) 日射、熱射または精神的衝動
 - (2) 被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- （注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(被共済者)

第2条 この自損補償条項における被共済者は、次の者としします。ただし、賠償責任条項における対人事故の損害賠償請求権者となる者を除きます。

- (1) 共済契約者（被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
- (2) 共済契約自動車の運転者（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。）
- (3) 前各号以外の者で、共済契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者
- (4) 共済契約自動車の固有の装置を操作中の者

2. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被共済者に含みません。

- (1) 極めて異常かつ危険な方法で共済契約自動車に搭乗中の者
- (2) 業務として共済契約自動車を受託している共済契約者以外の自動車取扱業者（注2）

（注1）第1条（本組合の支払責任）の（注）に同じ。

（注2）自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(個別適用)

第3条 この自損補償条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

（共済金を支払わない場合－１）

第４条 本組合は、次のいずれかに該当する傷害については共済金を支払いません。

- （１）被共済者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- （２）被共済者が法令に定められた資格を持たないで共済契約自動車を運行（注１）している場合
または酒気を帯びもしくは麻薬等を使用して共済契約自動車を運行している場合に生じた傷害
- （３）被共済者が、共済契約自動車の使用について、共済契約者の承諾を得ないで共済契約自動車
に搭乗中または共済契約自動車の固有の装置を操作中に生じた傷害
- （４）被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- （５）共済契約自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のた
めに使用している場合または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使
用している場合に生じた傷害
- （６）被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

２．傷害が共済金を受取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、本組合はその者の受取るべき金額については、共済金を支払いません。

３．本組合は平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷伝染病（注２）に対し
ては、共済金を支払いません。

（注１）運転に限らず、クレーン、玉掛け、フォークリフトなど、固有の装置の操作に資格が必要
な場合を含みます。

（注２）たんどく りん ぼ せんえん はいけつしょう はしょうふう 丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

（共済金を支払わない場合－２）

第５条 本組合は、次のいずれかの事由によって生じた傷害については共済金を支払いません。

- （１）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変または暴動（群
衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され治安維持上重大な事態と認められ
る状態をいいます。）
- （２）地震、噴火、または津波
- （３）核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂
生成物を含みます。）の放射性爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- （４）前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- （５）前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（死亡共済金）

第６条 本組合は、被共済者が第１条（本組合の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した
場合は、別表１（死亡共済金）に定める金額を死亡共済金として、被共済者の法定相続人に支払います。

ただし、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号、以下「労災保険」といいます。）の給付
がある場合（請求をすれば給付がある場合をいいます。以下同様とします。）は、２分の１とします。

２．第１項の被共済者の法定相続人が２名以上である場合（注）は、法定相続分の割合により、死
亡共済金を法定相続人に支払います。

(注) 法定相続人の同意があった場合は除く。

(後遺障害共済金)

第7条 本組合は、被共済者が第1条（本組合の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、別表2-1（後遺障害等級表2-1）または別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げる後遺障害が生じた場合は、別表1（死亡共済金）の死亡共済金に別表3（後遺障害共済金支払割合）に定める最も高い共済金支払割合を乗じた金額を後遺障害共済金として、被共済者に支払います。ただし、労災保険の給付がある場合は、2分の1とします。

2. 別表2-1（後遺障害等級表2-1）および別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げていない後遺障害については、自動車損害賠償保障法施行令第2条（保険金額）ならびに事故発生日に対応する同施行令別表の障害等級を原則として「労災補償 障害認定必携」(注)の障害認定基準に準じて後遺障害等級を認定するものとします。

3. 同一事故により、別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、次の各号に規定する共済金支払割合を適用します。

(1) 別表2-2（後遺障害等級表2-2）第1級から第5級までの後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める共済金支払割合

(2) 前号以外の場合で、別表2-2（後遺障害等級表2-2）第1級から第8級までの後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に定める共済金支払割合

(3) 前各号以外の場合で、別表2-2（後遺障害等級表2-2）第1級から第13級までの後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める共済金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対応する共済金支払割合の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める共済金支払割合に達しない場合は、その合計した共済金支払割合を適用します。

(4) 前各号以外の場合は、最も重い後遺障害に該当する等級に定める共済金支払割合

4. すでに後遺障害のある被共済者が第1条（本組合の支払責任）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、別表2-1（後遺障害等級表2-1）または別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に応じた共済金支払割合から、すでにあった後遺障害に該当する等級に応じた共済金支払割合を差し引いた共済金支払割合

5. この自損補償条項において、後遺障害とは、身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。ただし、被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。

(注)「労災補償障害認定必携」は、労災保険における障害の等級認定を集成した一般財団法人労災サポートセンターの刊行図書をいいます。

(医療共済金)

第8条 本組合は、被共済者が第1条（本組合の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として生活機能や業務能力の減失または減少をきたし、かつ、医師の治療を要した場合は、平常の生活または業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に対し、次の各号に規定する金額を医

療共済金として被共済者に支払います。ただし、労災保険の給付がある場合は、2分の1とします。

(1) 病院または診療所に入院した治療日数に対しては、その入院日数1日につき6,000円

(2) 病院または診療所に通院した日数（治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、治療を受けた日数をいいます。）に対しては、その治療日数1日につき4,000円

2. 前項の医療共済金の額は、100万円を限度とします。ただし、労災保険の給付がある場合は、50万円を限度とします。

3. 被共済者が医療共済金の支払いを受けられる期間中に、さらに医療共済金の支払いを受けられる傷害を被った場合においても、本組合は、重複して医療共済金は支払いません。

（支払共済金の競合）

第9条 本組合は、1回の事故に基づく傷害について、後遺障害共済金と医療共済金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。ただし、別表1（死亡共済金）の額を限度とし、労災保険の給付がある場合は、2分の1とします。

2. 本組合は、死亡共済金を支払う場合において、すでに支払った後遺障害共済金または医療共済金がある場合は、支払われるべき死亡共済金の額からすでに支払った金額を差引いてその残額を支払います。

（すでに存在していた身体障害または疾病の影響等）

第10条 被共済者が第1条（本組合の支払責任）の傷害を被った場合、すでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第1条の傷害を被った後に、その事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響によって、第1条の傷害が重大となった場合は、本組合はその影響がなかった場合に相当する金額を支払います。

2. 正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、または共済契約者もしくは共済金を受取るべき者が治療をさせなかったために、第1条の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

（減収補償共済金）

第11条 本組合は、共済契約者の業務に従事中の被共済者（注）が第1条（本組合の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として死亡し、または病院もしくは診療所に60日以上入院した場合は、これによって生じる共済契約者の減収に対し、被共済者ごとに別表4（減収補償共済金）に定める金額を減収補償共済金として共済契約者に支払います。ただし、自家用自動車による自損事故の場合は、この限りではありません。

（注）共済契約者と雇用契約を締結している使用人および労働者派遣法（昭和60年法律第88号）に基づき共済契約者に派遣されている労働者または共済契約者の役員（共済契約者が個人の場合には、共済契約者本人を含みません。）で、共済契約者の指揮・命令のもとで、共済契約自動車を業務として運行している被共済者をいいます。

（臨時費用共済金・葬祭費用共済金）

第12条 本組合は、共済契約者の業務に従事中の被共済者（注）が第1条（本組合の支払責任）の傷

害を被り、その直接の結果として死亡し、または病院もしくは診療所に60日以上入院した場合は、これに対する弔慰、見舞等の諸費用に充当するため、被共済者ごとに次の(1)または(2)の最も高い額を臨時費用共済金として共済契約者に支払います。ただし、契約者が弔慰、見舞等を行わなかったと認められる場合は、この臨時費用共済金は支払いません。

(1) 死亡の場合 10万円

(2) 60日以上入院した場合 5万円

2. 本組合は、被共済者が第1条(本組合の支払責任)の傷害を被り、その直接の結果として死亡し、この葬儀を共済契約者において行った場合は、被共済者ごとに50万円を葬祭費用共済金として共済契約者に支払います。

(注) 第11条(減収補償共済金)の(注)に同じ。

(共済金支払限度額等)

第13条 本組合は、第6条(死亡共済金)、第7条(後遺障害共済金)および第8条(医療共済金)に定める共済金のほか、1回の事故につき、第11条(減収補償共済金)および第12条(臨時費用共済金・葬祭費用共済金)の規定による共済金を支払います。

(代 位)

第14条 本組合が共済金を支払った場合でも、被共済者またはその相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は本組合に移転しません。

別表 1 (死亡共済金)

共済金額	死亡共済金	共済金額	死亡共済金
無制限	1,500 万円	7,000 万円	1,450 万円
20,000 万円	1,500 万円	5,000 万円	1,350 万円
15,000 万円	1,500 万円	4,000 万円	1,300 万円
10,000 万円	1,500 万円	3,000 万円	1,250 万円
8,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	1,200 万円

別表 2-1 (後遺障害等級表 2-1) 介護を要する後遺障害

等 級	介護を要する後遺障害
第 1 級	①神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常時介護を要するもの ②胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常時介護を要するもの
第 2 級	①神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ②胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

別表 2-2 (後遺障害等級表 2-2) 別表 2-1 以外の後遺障害

等 級	後 遺 障 害
第 1 級	①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④両上肢の用を全廃したもの ⑤両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥両下肢の用を全廃したもの
第 2 級	①1 眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの ②両眼の視力が 0.02 以下になったもの ③両上肢を手関節以上で失ったもの ④両下肢を足関節以上で失ったもの
第 3 級	①1 眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの ②咀嚼又は言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤両手の手指の全部を失ったもの

第4級	①両眼の視力が0.06以下になったもの ②咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの ③両耳の聴力を全く失ったもの ④1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	①1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの ②神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥1上肢の用を全廃したもの ⑦1下肢の用を全廃したもの ⑧両足の足指の全部を失ったもの
第6級	①両眼の視力が0.1以下になったもの ②咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの ③両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの ⑥1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑧1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの
第7級	①1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの ②両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥1手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの ⑦1手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫外貌に著しい醜状を残すもの ⑬両側の睪丸を失ったもの

第 8 級	① 1 眼が失明し、又は 1 眼の視力が 0.02 以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1 手のおや指を含み 2 の手指を失ったもの又はおや指以外の 3 の手指を失ったもの ④ 1 手のおや指を含み 3 の手指の用を廃したもの又はおや指以外の 4 の手指の用を廃したもの ⑤ 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑧ 1 上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1 下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1 足の足指の全部を失ったもの
第 9 級	① 両眼の視力が 0.6 以下になったもの ② 1 眼の視力が 0.06 以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1 耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1 手のおや指又はおや指以外の 2 の手指を失ったもの ⑬ 1 手のおや指を含み 2 の手指の用を廃したもの又はおや指以外の 3 の手指の用を廃したもの ⑭ 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの ⑮ 1 足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの
第 10 級	① 1 眼の視力が 0.1 以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの ④ 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1 手のおや指又はおや指以外の 2 の手指の用を廃したもの ⑧ 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの

	⑩ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの
第 1 1 級	① 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1 耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1 手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの ⑨ 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第 1 2 級	① 1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの ② 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1 手のこ指を失ったもの ⑩ 1 手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの ⑪ 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの ⑫ 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの
第 1 3 級	① 1 眼の視力が 0.6 以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの ⑤ 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1 手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの ⑩ 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第 1 4 級	① 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの

第14級	②3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧1 足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの ⑨局部に神経症状を残すもの
------	--

- (注) 1. 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
2. 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3. 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
5. 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表3（後遺障害共済金支払割合）

等 級	共済金支払割合	等 級	共済金支払割合
第1級該当	100%	第8級該当	30%
第2級該当	90%	第9級該当	25%
第3級該当	80%	第10級該当	20%
第4級該当	70%	第11級該当	15%
第5級該当	60%	第12級該当	10%
第6級該当	50%	第13級該当	7%
第7級該当	40%	第14級該当	4%

別表4（減収補償共済金）

共済金額	減収補償共済金	共済金額	減収補償共済金
無制限	75万円	7,000万円	72万円
20,000万円	75万円	5,000万円	67万円
15,000万円	75万円	4,000万円	65万円
10,000万円	75万円	3,000万円	62万円
8,000万円	75万円	2,000万円	60万円